

資料 3

# 次期障害者計画 (素案) における 成果目標等について

(相談支援に係る項目)

### 成果目標と各障害福祉サービス等の見込量

#### 【成果目標】

- 国の基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(以下「成果目標」という。)を設定することが適当であるとされています。
- 成果目標は、国の基本指針において、その項目や内容等の基準を設定されています。また、大阪府も、国の基本方針をふまえた考え方を示しており、本市においては、国の基本方針及び大阪府の考えをふまえ、成果目標を設定します。

#### 【各障害福祉サービス等の見込量】

- 国の基本指針において、成果目標を達成するため、その必要となる量等(以下「見込量」という。)を、障害福祉計画及び障害児福祉計画に 見込むことが適当であるとされています。
- 見込量も、成果目標と同様に、国の基本指針及び大阪府の考え方に加え、「障害者等実態調査」の結果もふまえ、設定します。
- 見込量の設定にあたっては、国の基本方針における見込量の算出方法、大阪府の考え方をふまえながら、サービスごとの月間利用見込者数及び月間利用量を、活動指標(見込量)として積算することを基本とします。
- 見込量は、今後必要とされる量を見込むものであり、上限値とするものではありません。

#### 【進捗管理と評価】

● 成果目標は、見込量を活用しながら、年1回以上、障害者施策推進協議会に報告し、検証・評価を行います。

## 成果目標

	項目	項目
1	福祉施設の入所者の 地域生活への移行	1) 地域生活への移行者数 2) 施設入所者の減少数
2	精神障害者にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築	1) 精神病床における1年以上の長期入院患者数
3	地域生活支援の充実	1) 地域生活支援拠点等の機能の充実 2) 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実
4	福祉施設から 一般就労への移行等	1) 福祉施設からの一般就労への移行 2) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率 3) 就労継続支援B型事業所における工賃平均額の向上
5	障害児支援の 提供体制の整備等	<ul><li>1) 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進</li><li>2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業者の確保</li><li>3) 医療的ケア児への支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置</li><li>4) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整にかかる協議の場の設置</li></ul>
6	相談支援体制の充実・ 強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等
7	障害福祉サービス等の質を 向上させるための取組に かかる体制の構築	1) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

# 成果目標とその考え方

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの 目標値	考え方やその取組	
① 福祉施設の入所	1)地域生活への移 行者数	令和8年度末までに令和4年度 末の施設入所者数の6%以上 が地域生活へ移行	422	<b>計26人</b> 令和6~8年度の 3年間の累計	地域移行コーディネーターが、市内 の入所施設の状況に応じて、施設 職員等を対象とした地域移行に向 けた研修、利用者を対象としたピア を活用した取組等を実施します	
者の地域生活への移行	2)施設入所者の 減少数	令和8年度末までに令和4年度 末の施設入所者数から1.7%以 上の減少	(令和4年度末時点)	<b>424人</b> 【 <b>8名の減少</b> 】 令和8年度末の数値	<ul> <li>地域移行コーディネーター、市内の 入所施設担当者、行政担当者が 参加する地域生活移行支援会議 を開催し、各入所施設の入所者を 共有し、地域生活への移行支援 に向けた課題共有等を実施します</li> </ul>	
② 精神障害者にも 対応した地域包括 ケアシステムの 構築	1)精神病床における1年以上の長期入院患者数	令和8年6月末時点の精神病 床における1年以上の長期入院 患者を8,193人 (年齢区分は設定しない) (新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける前の長期入院 患者の推移をもとに、大阪府 独自で算出)	<b>861人</b> (令和4年6月時点)	<b>794人</b> 令和8年6月時点の数値	<ul> <li>地域移行コーディネーターが市内の 精神病院と協力し、退院意欲の 喚起のため、ピアサポーターを活用 した茶話会の開催や、職員向けの 地域移行に関する研修等の取組 を実施します</li> <li>「協議の場」を活用し、退院意欲の 喚起への取組、地域生活への移 行支援に向けた取組を進めるほか、 地域ごとの課題抽出のための取組 も検討します</li> </ul>	

# 成果目標とその考え方

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの 目標値	考え方やその取組
	1)地域生活支援 拠点等の機能の 充実 【新規】	令和8年度末までの間、各市町村において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	面的整備による 整備済 (平成29年度) コーディネーター 未設置 (令和4年末時点) 年1回以上の検証・ 検討は実施継続	令和8年度末までに、 コーディネーターの配 置の必要性を含め、 機能について検証・ 検討し、効果的の支 援体制及び緊急時 の連絡体制の構築 年1回以上の検証・ 検討の継続実施	地域生活支援拠点等(拠点等)の 機能の充実においては、 「拠点等による支援が必要となる 障害者の把握」 「拠点等の機能の中心的な役割を 担うコーディネーターの配置」 「緊急時や休日・夜間の相談支援 体制の整備」等の課題があり、 効果的な支援体制・連絡体制の構築 に向けた継続的に検証・検討を実施し ます。
③ 地域生活支援の充実	2) 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実	令和8年度末までに強度行動 障害を有する者に関して、支援 ニーズを把握し、支援体制の整 備を進めるため、下記の目標を 設定 ・強度行動障害を有する者の実 態や必要なサービス等に関する 調査の実施 ・大阪府強度行動障がい地域 連携モデル(令和4年3月) を参考にした取組	【現状の取組】 ● 令和元年度、自立支援協議会の下に、強度行動障害支援ワーキング(WT)を設置 ● 令和2年度~令和3年度はコロナ禍で中断 ● 令和4年度より協議を再開し、大阪府事業を参考に、令和6年度中の堺市としての体制整備に向けて、協議を進行中 ● 重度障害者対応型GH事業運営補助を実施	強度行動障害を有する 人に対する支援体制の 構築と、その後の継続 的な評価・検討の実施 令和8年度末までに、 強度行動障害を有する 人に関する実態の把握 を検討	強度行動障害支援WTの報告 内容をふまえ、地域で暮らし続ける ことを目的として、「支援体制・ ネットワーク・社会資源の整備」、 「支援力の向上」、「外部からの 声・視点の確保」、「ノウハウの 確立」に向け、大阪府との連携の もと、本市における支援体制の 構築を推進します。      障害者自立支援協議会において、 支援体制の継続的な評価・検討 を実施します。  ④

# 成果目標とその考え方

項目	小項目	府の考え方	直近値	令和8年度末までの 目標値	考え方やその取組
		令和8年度末までに、基幹相談 支援センター(基幹C)を全て の市町村にて設置 基幹Cが関係機関等の連携の 緊密化を通じた地域づくりの役 割を担い、地域の相談支援体 制の強化を図る体制を確保	基幹C設置済 (H24年度) 基幹Cによる ① 相談支援事業所への専門的助言等件数 491件 (R4実績) ② 相談支援事業所への人材育成の支援件数 14件 (R4実績) ③ 相談機関との連携強化の取組の実施回数 21件 (R4実績) ④ 基幹Cにおける主任相談支援専門員の配置人数 10名 (R4実績)	障害者手帳所持者数で 障害福祉サービス利用 者数の増加、相談者の ニーズの多様化に対応 するため、基幹Cの体制 強化を図ります。  ① 530件 ② 15件 ③ 25件 ④ 15名	に基づき、目標を設定します。  ・ 基幹Cが中心となり、相談支援従 事者研修における実習の受入、
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	1) 相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を実施これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保 【新規】	①相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業所等数集計中(R4実績) ②協議会における専門部会の設置数及び実施回数設置専門部会数: 2部会、2ワーキング実施回数:20回(いずれもR4実績)	<ol> <li>令和8年度末まではすべての区協議会はて事例検討を実施</li> <li>② 設置専門部会数:4部会実施回数:20回</li> </ol>	協議会において個別事例を情報

#### 4 相談支援サービス

サービス種別		直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
	人/月		人/月	人/月	人/月
1	計画相談支援	3,243	3,942	4,346	4,791
2	地域移行支援	7	7	7	7
3	地域定着支援	206	206	206	206
4	自立生活援助	2	3	3	3

- 計画相談支援は、<u>障害福祉サービスの利用者のうち、希望する利用者すべてが利用できるということ</u>を意識しながら、見込量を設定します。 また、利用ニーズは高く、利用者も増加しています。成果目標の「相談支援体制の充実・強化等」の取組のとおり、相談支援専門員の増員や育成、 地域とのネットワークの構築に向けた取組を行います。障害福祉サービスの利用者のうち計画を作成している人の割合を高め、令和8年度末には、 障害福祉サービスの利用者のおおむね80%が計画を作成しているものとし、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 地域移行支援については、利用実績は少なくなっていますが、今後も、入所施設からの地域生活への移行、精神科病院入院者の退院に向けた 取組を行います。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 地域定着支援は、利用者の実績は一定で推移しています。地域にて安心した生活が継続するためのサービスであり、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。
- 自立生活援助は、利用実績が少なくなっています。計画相談支援とのすみわけ、事業の認知度等の課題が見られます。見込量としては、直近の 実績の推移をふまえて設定します。

<参考>計画相談支援の実績の推移 (※)にはケアプランによる作成が含まれる。

	令和3(2021)年3月	令和4(2022)年3月	令和5(2023)年3月
障害福祉サービス等受給者数	9,815	10,200	10,647
計画作成済み人数(※)	6,249	6,711	7,103
計画作成率	63.7%	65.8%	66.7%

#### 5 障害児サービス(障害児相談支援)

サービス種別	直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	人/月	人/月	人/月	人/月	
⑤  障害児相談支援	652	969	1,181	1,439	

● 障害児相談支援は、障害児サービスの利用者すべてが利用するということを意識しながら、見込量を設定します。利用ニーズは高く、また、利用者も増加しています。成果目標の「相談支援体制の充実・強化等」に向け、自立支援協議会の障害児相談支援ワーキングでの協議内容もふまえ、相談支援専門員の増員や育成、地域とのネットワークの構築等に向けた取組を行います。障害児サービスの利用者のうち計画を作成している人の割合を高めていくことをふまえ、計画相談支援と同様に、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

#### <参考>障害児相談支援の実績の推移

	令和3(2021)年3月	令和4(2022)年3月	令和5(2023)年3月
障害児サービス利用者数	2,857	3,160	3,571
計画作成済み人数	1,397	1,494	1,641
計画作成率	48.9%	47.3%	46.0%

#### 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の 参加者数	56人	56人	56人	56人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	10	1回	1回	10

● 本市においては、堺市精神保健審議会及び堺市退院促進支援会議を「協議の場」として位置づけており、今後も定期的に開催するものとして、 見込量を設定します。

		直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
④ 精神障害者の地域移行支援	人/月	6	6	6	6
⑤ 精神障害者の地域定着支援	人/月	49	49	49	49
⑥ 精神障害者の共同生活援助(グループホーム)	人/月	210	242	263	284
⑦ 精神障害者の自立生活援助	人/月	1	1	1	1
⑧ 精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人/月	79	56	48	43

- 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助は、それぞれの直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。
- 精神障害者の共同生活援助(グループホーム)は、利用実績が増加しており、そのニーズも高く、また、グループホームは、障害者の地域での生活を 支える重要なサービスの一つであり、また、精神科病院入院者の退院先のひとつであるため、グループホームの整備を進めていく必要があります。今後 も、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定します。
- 精神障害者の自立訓練は、今回より新たに設定するものであり、自立訓練(生活訓練)の推移をふまえ、見込量を設定します。

8 相談支援体制の充実・強化のための取組

【一部、成果目標との重複あり】

	直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
① 基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言	491件	510件	520件	530件
③ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援	14件	15件	15件	15件
④ 地域の相談機関との連携強化の取組	21件	25件	25件	25件
室 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	10名	12名	13名	15名

- 障害者手帳所持者や障害福祉サービス利用者の増加、相談者のニーズの多様化に対応するため、基幹相談支援センターの体制強化を進めます。
- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入や勉強会等を継続的に実施します。あわせて、基幹相談支援センター及び地域の主任相談支援専門員との連携により、新任相談支援専門員向け連続勉強会を継続的に実施します。今後も、これまでと同様に実施するものとして、これまでの実績をふまえ、見込量を設定します。
- 基幹相談支援センターにおいて、今後も主任相談支援専門員を計画的に配置し、地域の主任相談支援専門員との連携・役割分担のもと、 地域の体制づくりや人材育成に取り組みます。

#### 10 地域生活支援事業

\* 相談支援に関連項目のみ抜粋

● 各事業の見込量は、国の基本方針や大阪府の考え方をふまえ、直近の実績をもとに、設定します。

		直近値 令和4(2022)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
目談支援事業					
障害者相談支援事業	有無	あり	あり	あり	あり
基幹相談支援センター	箇所	8か所	8か所	8か所	8か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	あり	あり	あり	あり
住宅入居等支援事業	有無	あり	あり	あり	あり
障害児等療育支援事業	箇所	7	7	7	7
発達障害者支援支援センター(1か所)	人	2,050	2,154	2,277	2,381
也域生活支援センター	か所	15	15	15	15
	人	680	750	750	750
	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業 障害児等療育支援事業	障害者相談支援事業 有無 基幹相談支援センター 箇所 基幹相談支援センター等機能強化事業 有無 住宅入居等支援事業 有無 障害児等療育支援事業 箇所 発達障害者支援支援センター (1か所) 人 か所	障害者相談支援事業 有無 あり 基幹相談支援センター 箇所 8か所 基幹相談支援センター等機能強化事業 有無 あり 住宅入居等支援事業 有無 あり 障害児等療育支援事業 箇所 7 発達障害者支援支援センター (1か所) 人 2,050 也域生活支援センター か所 15	障害者相談支援事業       有無       あり       あり         基幹相談支援センター等機能強化事業       有無       あり       あり         住宅入居等支援事業       有無       あり       あり         障害児等療育支援事業       箇所       7       7         発達障害者支援支援センター(1か所)       人       2,050       2,154         也域生活支援センター       か所       15       15	障害者相談支援事業 有無 あり あり あり あり あり 基幹相談支援センター 箇所 8か所 8か所 8か所 8か所 基幹相談支援センター等機能強化事業 有無 あり あり あり あり たり で書児等療育支援事業 箇所 7 7 7 7 7 発達障害者支援支援センター (1か所) 人 2,050 2,154 2,277 か所 15 15 15